

愛浄協ニュース

No.64

発行 平成27年10月15日



《主な内容》

- 平成26年度末の浄化槽の普及状況について
- 平成26年度末の汚水処理人口普及状況について
- 平成28年度浄化槽推進関係概算要求の概算
- 愛知県 浄化槽保守点検の実施状況について
- 表彰のご紹介 & 新入会員のご紹介
- 平成27年度浄化槽設備士試験実施結果
- 労働安全衛生法に基づく特別教育を開催
- 浄化槽強調月間10月の取組
 - ★その1、主要駅構内で普及啓発キャンペーン
 - ★その2、10/1中日新聞・朝刊に、折り込み広告を挿入
 - ★その3、東海ラジオでCMでキャンペーン
- 協会会議等のごよみ



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

1. 行政だより

平成 26 年度末の浄化槽の普及状況について	3
平成 26 年度末の汚水処理人口普及状況について	8
平成 28 年度浄化槽推進関係概算要求の概算	13
愛知県 浄化槽保守点検の実施状況について	15

2. 協会だより

表彰のご紹介&新入会員のご紹介	16
平成 27 年度浄化槽設備士試験実施結果	17
労働安全衛生法に基づく特別教育を開催	18
浄化槽強調月間 10 月の取組	19、20
★その 1、主要駅構内で普及啓発キャンペーン	19
★その 2、10/1 中日新聞に、折り込み広告キャンペーン	19
★その 3、東海ラジオで CM キャンペーン	20
協会会議等のこよみ	21

■発行 一般社団法人 愛知県浄化槽協会

・事務局	〒453-0017 名古屋市中村区則武本通 1-3-1 TEL (052) 481-7200 FAX (052) 481-7207
・法定検査部	
名古屋業務所	〒453-0017 名古屋市中村区則武本通 1-3-1 TEL (052) 481-7160 FAX (052) 481-7163
豊田業務所	〒471-0064 豊田市梅坪町 9-5-10 TEL (0565) 37-3360 FAX (0565) 37-3361
春日井業務所	〒487-0024 春日井市大留町 2-2-18 TEL (0568) 53-3721 FAX (0568) 53-3722
名古屋西業務所	〒452-0911 清須市西須ヶ口 3-2-1 TEL (052) 618-6351 FAX (052) 618-6352

平成26年度末の浄化槽の普及状況について

平成27年9月10日（木）
 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
 廃棄物対策課浄化槽推進室
 直通 03-5501-3155 代表 03-3581-3351
 企画官 吉川 圭子 (内線6861)
 係長 藤村 紘行 (内線6908)
 担当 川西 涼太 (内線6865)

平成26年度末における浄化槽の普及人口は、1,124万人となりました。（平成25年度末における普及人口は、福島県を除き1,121万人）

また、浄化槽普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、8.92%となりました。（平成25年度末は、8.88%）

浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。その特長としては、極めて短期かつ比較的安価に設置できること、健全な水循環や水量の確保に役立つこと等が挙げられ、家屋が散在する地域における生活排水対策の有効な手段です。

今年度調査においては、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、福島県は公表対象外としています。

1. 汚水処理施設及び浄化槽の普及状況

環境省、農林水産省及び国土交通省の三省は、平成8年度から合同で汚水処理（三省がそれぞれ所管する浄化槽とコミュニティ・プラント、農業集落排水施設等、下水道による処理）の普及状況を公表しています。

平成26年度末の汚水処理施設に係る普及人口は1億1,275万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、89.5%でした。このうち、浄化槽の普及人口は1,124万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、8.92%でした。（表1及び図1参照）

なお、都道府県別の浄化槽及びコミュニティ・プラントの普及状況を表2に示します。

2. 浄化槽の特長

浄化槽は、家庭の生活排水（し尿及び雑排水）を、主として各戸ごとに処理し、近傍の公共用水域等に放流するもので、その特長は次のとおりです。

- (1) 処理性能が良い。
 - ・生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率90%以上
 - ・放流水のBOD が20mg/l 以下
- (2) 設置費用は5人槽で84万円程度と比較的安価である。
- (3) 設置に要する期間は1週間から10日程度であり、投資効果の発現が極めて早い。
- (4) 地形の影響を受けることなく、ほとんどどこにでも設置できる。
- (5) 処理水をその場で放流するため、健全な水循環や河川の水量の確保が可能であり、多様な生態系の維持にも寄与します。

3. 浄化槽の設置整備

環境省（旧：厚生省）は、昭和62年に浄化槽設置整備事業（旧：合併処理浄化槽設置整備事業）を創設し、浄化槽を設置しようとする住民に対し、設置費用の補助を行っている市町村を対象に補助を行ってきました。

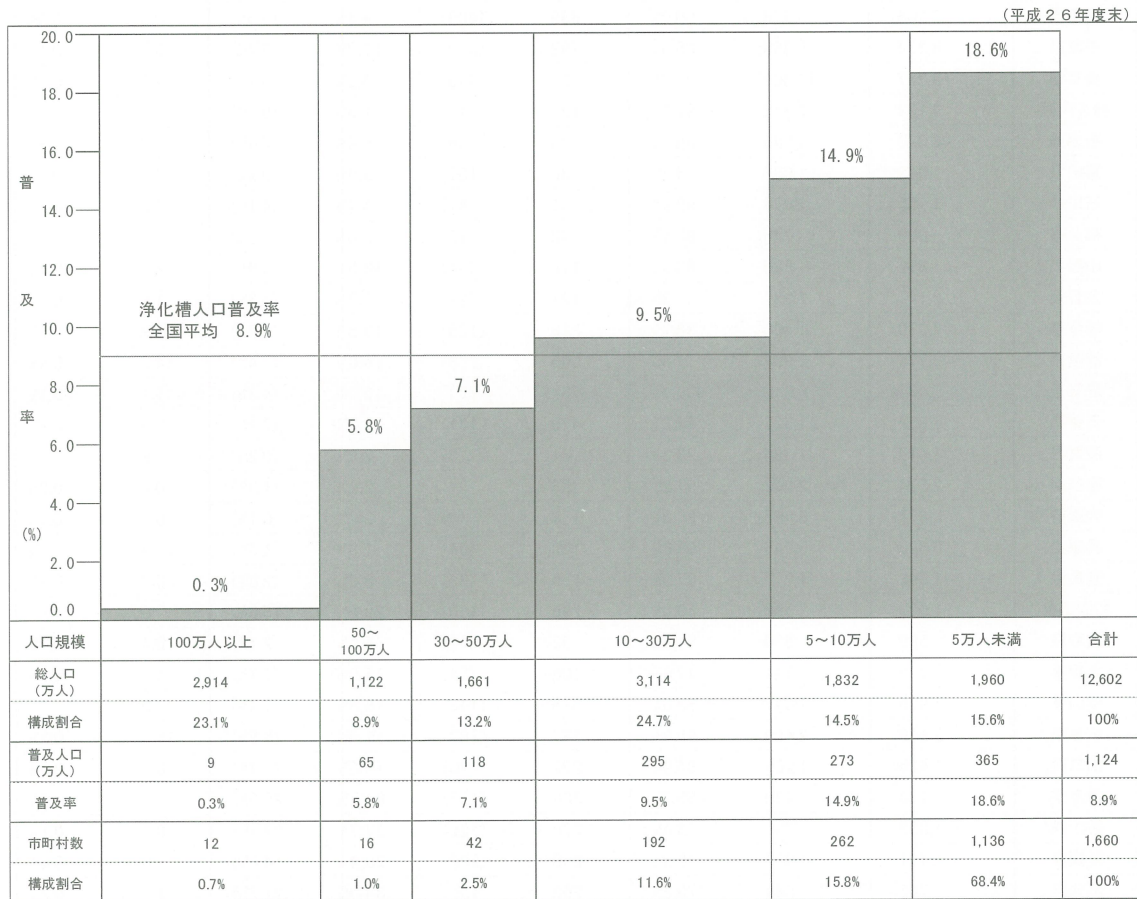
また、平成6年度に市町村自らが設置主体となり浄化槽の面的整備を推進する浄化槽市町村整備推進事業（旧：特定地域生活排水処理事業）を創設しました。本事業は、市町村による確実な維持管理が行われること等から、環境省としても、その推進に注力しているところです。特に平成14年度補正予算からは、浄化槽による汚水処理施設の整備が下水道などの集合処理に比べて経済的、効率的である地域を対象とするなど、大幅な補助対象要件の緩和を行っています。平成27年度の実施市町村は44都道府県293市町村となっており（表4参照、愛知県の状況は、10～12ページを参照）、今後とも本事業の一層の推進を図っていきます。

さらに、平成22年度から、省エネ型浄化槽を整備する浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業において、一定の要件に合致する場合、助成率を従来の3分の1から2分の1へ引き上げる低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業を設け、浄化槽整備の一層の推進を図っています。

[表1] 平成26年度末の浄化槽の普及人口及び普及率

	平成26年度末	平成25年度末
普及人口	1,124万人	1,121万人
普及率	8.92%	8.88%

- (注)
1. 普及率とは、普及人口の総人口に対する割合とする。
 2. 普及人口は1万人未満を四捨五入した。
 3. 平成25年度末及び26年度末は、福島県において東日本大震災の影響により、調査不能な市町村があるため公表対象外としている。



- (注)
1. 総市町村数1,660の内訳は、市 778、町 714、村 168(東京都区部は市数に1市として含む)
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
 4. 平成26年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため公表対象外としている。

[図1] 都市規模別浄化槽普及人口

[表2]都道府県別 浄化槽等の普及状況

(平成26年度末)

都道府県名	総人口 (千人)	汚水処理 人口 (千人)	汚水処理 人口普及率	浄化槽 処理人口 (千人)	うち浄化槽 整備区域内 処理人口 (千人)	浄化槽人口 普及率	浄化槽 整備区域内 人口普及率	コミュニティ ・プラント 処理人口 (千人)	コミュニティ ・プラント 普及率
北海道	5,406	5,122	94.7%	160	(151)	3.0%	(2.8%)	0	-
青森県	1,344	1,026	76.4%	129	(73)	9.6%	(5.4%)	0	-
岩手県	1,294	1,007	77.8%	163	(113)	12.6%	(8.7%)	1.7	0.1%
宮城県	2,321	2,077	89.5%	154	(120)	6.6%	(5.2%)	6.5	0.3%
秋田県	1,050	887	84.5%	118	(73)	11.3%	(7.0%)	0	-
山形県	1,135	1,023	90.1%	87	(59)	7.7%	(5.2%)	0	-
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	2,974	2,424	81.5%	461	(217)	15.5%	(7.3%)	9.8	0.3%
栃木県	2,000	1,675	83.7%	309	(211)	15.4%	(10.6%)	0.6	0.0%
群馬県	2,008	1,557	77.5%	361	(217)	18.0%	(10.8%)	25.0	1.2%
埼玉県	7,306	6,578	90.0%	689	(409)	9.4%	(5.6%)	0.9	0.0%
千葉県	6,254	5,368	85.8%	798	(398)	12.8%	(6.4%)	8.5	0.1%
東京都	13,337	13,300	99.7%	30	(13)	0.2%	(0.1%)	2.3	0.0%
神奈川県	9,122	8,918	97.8%	122	(41)	1.3%	(0.5%)	0	-
新潟県	2,326	1,988	85.5%	126	(56)	5.4%	(2.4%)	0	-
富山県	1,082	1,038	95.9%	38	(107)	3.6%	(9.9%)	3.3	0.3%
石川県	1,156	1,074	92.9%	51	(47)	4.4%	(4.1%)	2.8	0.2%
福井県	800	748	93.5%	40	(13)	5.0%	(1.6%)	0	-
山梨県	852	686	80.6%	116	(34)	13.6%	(4.0%)	6.1	0.7%
長野県	2,140	2,081	97.3%	121	(27)	5.7%	(1.3%)	1.0	0.0%
岐阜県	2,080	1,886	90.7%	218	(125)	10.5%	(6.0%)	4.2	0.2%
静岡県	3,776	2,937	77.8%	565	(278)	15.0%	(7.4%)	14.3	0.4%
愛知県	7,484	6,618	88.4%	784	(324)	10.5%	(4.3%)	11.1	0.1%
三重県	1,852	1,522	82.2%	479	(131)	25.9%	(7.1%)	3.4	0.2%
滋賀県	1,419	1,394	98.3%	41	(3)	2.9%	(0.2%)	0	-
京都府	2,574	2,502	97.2%	56	(37)	2.2%	(1.5%)	0.4	0.0%
大阪府	8,861	8,595	97.0%	179	(6)	2.0%	(0.1%)	0.5	0.0%
兵庫県	5,623	5,545	98.6%	109	(84)	1.9%	(1.5%)	71.9	1.3%
奈良県	1,392	1,217	87.5%	116	(39)	8.3%	(2.8%)	3.8	0.3%
和歌山県	1,000	590	59.0%	296	(156)	29.6%	(15.6%)	0	-
鳥取県	580	530	91.4%	32	(12)	5.5%	(2.1%)	0.4	0.1%
島根県	703	541	77.0%	106	(54)	15.0%	(7.7%)	4.5	0.6%
岡山県	1,935	1,617	83.6%	315	(143)	16.3%	(7.4%)	0	-
広島県	2,862	2,459	85.9%	327	(187)	11.4%	(6.5%)	15.3	0.5%
山口県	1,425	1,209	84.9%	232	(123)	16.3%	(8.7%)	0.1	0.0%
徳島県	773	430	55.7%	268	(157)	34.7%	(20.3%)	7.8	1.0%
香川県	1,002	735	73.4%	278	(222)	27.7%	(22.1%)	0.5	0.1%
愛媛県	1,421	1,070	75.3%	290	(208)	20.4%	(14.6%)	5.6	0.4%
高知県	742	544	73.3%	252	(161)	34.0%	(21.7%)	1.5	0.2%
福岡県	5,108	4,623	90.5%	478	(308)	9.4%	(6.0%)	13.4	0.3%
佐賀県	843	674	79.9%	121	(77)	14.4%	(9.2%)	0.6	0.1%
長崎県	1,404	1,096	78.1%	188	(106)	13.4%	(7.5%)	5.3	0.4%
熊本県	1,811	1,533	84.7%	258	(202)	14.3%	(11.2%)	0.6	0.0%
大分県	1,186	858	72.3%	246	(154)	20.8%	(13.0%)	0.6	0.1%
宮崎県	1,129	936	83.0%	242	(202)	21.5%	(17.9%)	0	-
鹿児島県	1,679	1,283	76.4%	547	(492)	32.6%	(29.3%)	4.9	0.3%
沖縄県	1,450	1,229	84.7%	147	(84)	10.1%	(5.8%)	0	-
全国計	126,017	112,755	89.5%	11,245	(6,704)	8.9%	(5.3%)	239	0.2%

- (注) 1. 総人口、処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 数値 "0" は処理人口がないことを示す。
 3. 浄化槽整備区域内とは、浄化槽によって区域内の汚水処理施設の整備を行うとして各市町村により定めているもので、その処理人口及び普及率は、把握している限りの数値である。
 4. 平成26年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため公表対象外としている。

[表4]平成27年度 浄化槽市町村整備推進事業 実施市町村

(平成27年4月現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	16	釧路町、北斗市、福島町、上ノ国町、島牧村、寿都町、黒松内町、喜茂別町、妹背牛町、中川町、利尻町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、本別町、標津町
青森県	4	十和田市、平川市、平内町、大鰐町
岩手県	15	盛岡市、宮古市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、洋野町、一戸町
宮城県	10	仙台市、石巻市、大崎市、登米市、栗原市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町
秋田県	13	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、藤里町、八峰町、東成瀬村
山形県	10	鶴岡市、酒田市、寒河江市、上市市、長井市、最上町、大蔵村、高畠町、白鷹町、飯豊町
福島県	11	会津若松市、白河市、須賀川市、西会津町、磐梯町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、三春町、小野町
茨城県	6	常陸太田市、常陸大宮市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町
栃木県	3	鹿沼市、日光市、大田原市
群馬県	15	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	11	秩父市、滑川町、嵐山町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	5	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	7	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市、出雲崎町
富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	7	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、能登町
福井県	3	福井市、越前市、美浜町
山梨県	8	甲府市、山梨市、北杜市、甲斐市、甲州市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	13	長野市、松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、南木曾町、木祖村、木曾町、麻績村、生坂村、筑北村、栄村
岐阜県	2	郡上市、揖斐川町
静岡県	2	掛川市、御殿場市
三重県	8	津市、松阪市、名張市、伊賀市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町
京都府	5	舞鶴市、綾部市、京丹後市、宇治田原町、京丹波町
大阪府	8	高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、河内長野市、大東市、柏原市、和泉市
兵庫県	1	養父市
奈良県	2	黒滝村、天川村
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町、日高町、
鳥取県	5	鳥取市、北栄町、南部町、伯耆町、日南町
島根県	12	松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、海士町、隠岐の島町
岡山県	6	高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、奈義町
広島県	6	広島市、三原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市
山口県	3	宇部市、萩市、岩国市
徳島県	4	三好市、勝浦町、美波町、上板町
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	9	今治市、八幡浜市、伊予市、西予市、上島町、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町
高知県	2	土佐町、津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	8	佐賀市、唐津市、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、有田町、江北町
長崎県	6	長崎市、諫早市、西海市、雲仙市、時津町、小値賀町
熊本県	14	八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市、美里町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町、南阿蘇村、芦北町、苓北町
大分県	5	佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、国東市
宮崎県	4	宮崎市、延岡市、日南市、綾町
鹿児島県	6	薩摩川内市、曾於市、三島村、長島町、龍郷町、知名町
都道府県数	44	293

※太字・下線は、平成27年度からの新規実施予定自治体（市町村合併による新市町村は、継続市町村としている）
 ※過去に浄化槽市町村整備推進事業により浄化槽を整備した市町村を含む

平成26年度末の汚水処理人口普及状況について

平成27年9月10日（木）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室
直通 03-5501-3155 代表 03-3581-3351
企画官 吉川 圭子（内線6861）
係長 藤村 紘行（内線6908）
担当 川西 涼太（内線6865）

環境省、国土交通省、農林水産省（以下「三省」という）では、平成26年度末の全国の汚水処理人口普及状況を取りまとめました。

1. 汚水処理人口普及率

汚水処理施設の整備は、整備区域、整備方法、整備スケジュール等を設定した「都道府県構想」に基づき各地方公共団体が効率的、効果的に実施しています。（参考4）

平成26年度末における全国の汚水処理施設の処理人口は、1億1,275万人※となりました。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、89.5%※（平成25年度末については、88.9%※）となりましたが、未だに約1,300万人が汚水処理施設を利用できない状況です。

また、我が国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は76.7%※にとどまっている状況です。

2. 処理施設別処理人口内訳

処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが9,775万人、農業集落排水施設等によるものが352万人、浄化槽によるものが1,124万人、コミュニティ・プラントによるものが24万人でした。

<参考>

汚水処理人口普及状況の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現することについて三省で合意したことに基づくものであり、平成8年度末の整備状況から公表しています。

（注）※ 平成25年度および平成26年度調査は、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があった福島県を除いた都道府県の集計データを用いている。

都道府県別汚水処理人口普及状況

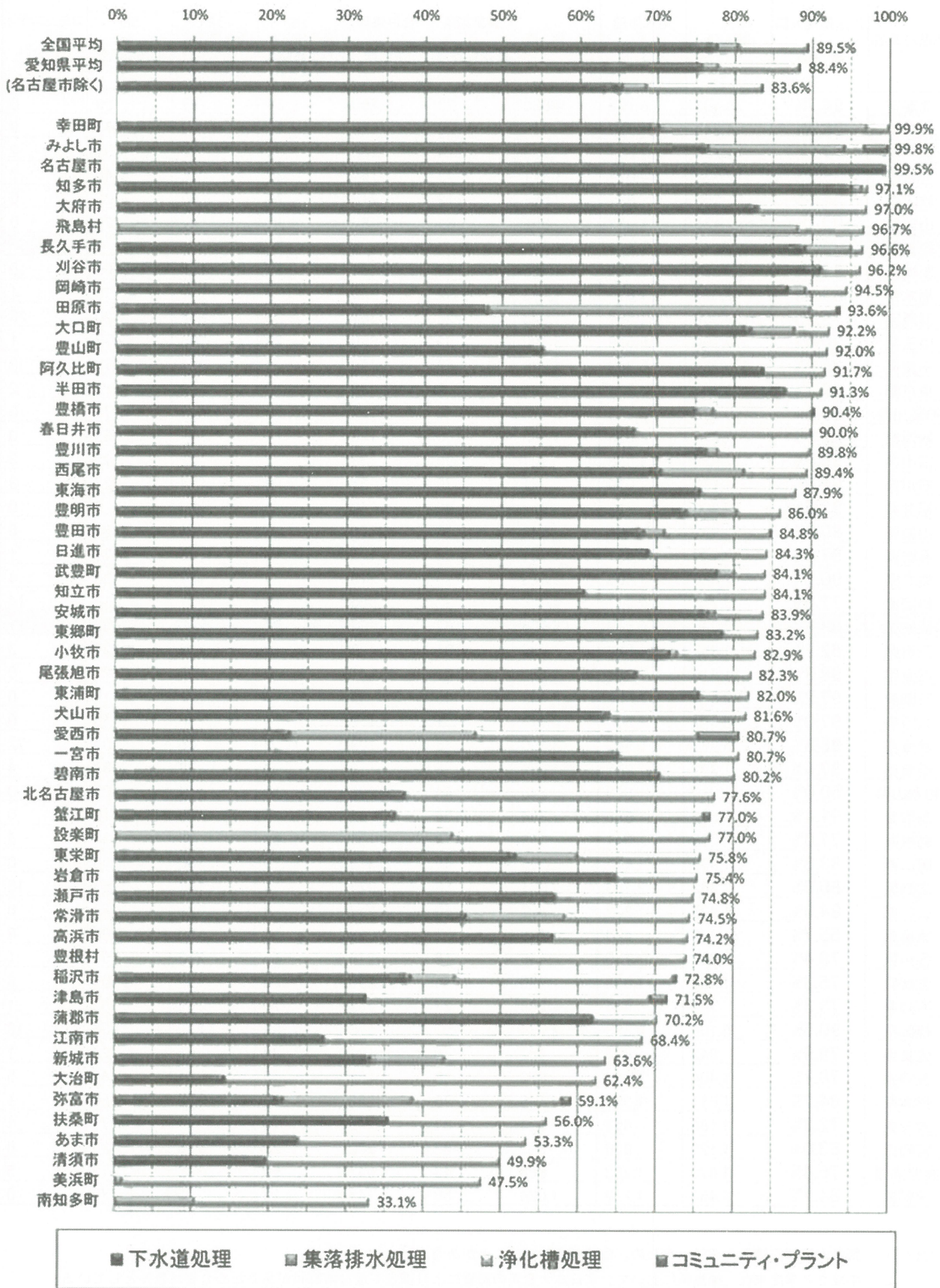
(平成26年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	合併処理 浄化槽 (千人)	うち			コミュニティ ・プラント (千人)
							浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	浄化槽設置 整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	94.7%	5,406	5,122	4,888	73	160	54	67	39	0
青森県	76.4%	1,344	1,026	776	122	129	13	39	77	0
岩手県	77.8%	1,294	1,007	728	114	163	38	94	31	2
宮城県	89.5%	2,321	2,077	1,841	75	154	32	76	46	7
秋田県	84.5%	1,050	887	657	112	118	24	69	25	0
山形県	90.1%	1,135	1,023	852	84	87	17	47	24	0
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	81.5%	2,974	2,424	1,786	168	461	11	184	266	10
栃木県	83.7%	2,000	1,675	1,273	92	309	6	230	73	1
群馬県	77.5%	2,008	1,557	1,043	128	361	23	218	120	25
埼玉県	90.0%	7,306	6,578	5,790	99	689	26	186	477	1
千葉県	85.8%	6,254	5,368	4,509	52	798	9	314	476	8
東京都	99.7%	13,337	13,300	13,266	2	30	4	9	17	2
神奈川県	97.8%	9,122	8,918	8,793	3	122	2	45	75	0
新潟県	85.5%	2,326	1,988	1,682	180	126	14	47	65	0
富山県	95.9%	1,082	1,038	901	95	38	2	22	15	3
石川県	92.9%	1,156	1,074	951	70	51	9	14	27	3
福井県	93.5%	800	748	612	96	40	3	28	9	0
山梨県	80.6%	852	686	548	16	116	9	44	64	6
長野県	97.3%	2,140	2,081	1,761	198	121	17	83	21	1
岐阜県	90.7%	2,080	1,886	1,543	120	218	9	129	80	4
静岡県	77.8%	3,776	2,937	2,326	32	565	15	331	219	14
愛知県	88.4%	7,484	6,618	5,656	167	784	24	268	493	11
三重県	82.2%	1,852	1,522	939	101	479	18	233	227	3
滋賀県	98.3%	1,419	1,394	1,252	101	41	0	14	27	0
京都府	97.2%	2,574	2,502	2,401	45	56	9	27	19	0
大阪府	97.0%	8,861	8,595	8,414	1	179	4	30	146	0
兵庫県	98.6%	5,623	5,545	5,190	175	109	9	65	34	72
奈良県	87.5%	1,392	1,217	1,089	8	116	2	32	82	4
和歌山県	59.0%	1,000	590	246	49	296	14	177	105	0
鳥取県	91.4%	580	530	394	104	32	5	15	12	0
島根県	77.0%	703	541	319	113	106	28	45	33	4
岡山県	83.6%	1,935	1,617	1,252	49	315	20	200	96	0
広島県	85.9%	2,862	2,459	2,061	56	327	15	147	164	15
山口県	84.9%	1,425	1,209	907	70	232	8	138	86	0
徳島県	55.7%	773	430	133	21	268	14	150	104	8
香川県	73.4%	1,002	735	438	18	278	16	212	51	1
愛媛県	75.3%	1,421	1,070	730	44	290	26	159	104	6
高知県	73.3%	742	544	268	23	252	14	136	102	1
福岡県	90.5%	5,108	4,623	4,074	57	478	55	285	138	13
佐賀県	79.9%	843	674	482	70	121	32	67	23	1
長崎県	78.1%	1,404	1,096	853	50	188	18	124	47	5
熊本県	84.7%	1,811	1,533	1,198	76	258	30	178	50	1
大分県	72.3%	1,186	858	574	37	246	13	157	77	1
宮崎県	83.0%	1,129	936	641	53	242	23	185	35	0
鹿児島県	76.4%	1,679	1,283	688	43	547	50	378	119	5
沖縄県	84.7%	1,450	1,229	1,024	58	147	13	5	129	0

(注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 平成26年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため公表対象外としている。

愛知県 H26年度末汚水処理人口普及率グラフ



愛知県内 汚水処理・浄化槽処理人口等普及率及び法定検査受検率

市町村名	汚水処理 人口普及率 (H26年度末)	下水道 (H26年度末)	農業集落 排水等 (H26年度末)	浄化槽処理 人口普及率 (H26年度末)	コミュニティ・ プラント処理 人口普及率 (H26年度末)	7条受検率 (H26年度)	11条受検率(H26年度)		
							単独	合併	全体
名古屋市	99.5%	99.3%		0.3%		65.2%	16.0%	49.9%	23.5%
豊橋市	90.4%	75.0%	2.3%	12.7%	0.4%	113.6%	5.2%	61.4%	26.2%
岡崎市	94.5%	86.8%	2.3%	5.4%		105.4%	4.1%	36.8%	15.9%
一宮市	80.7%	65.1%		15.6%		78.5%	3.3%	49.7%	18.2%
瀬戸市	74.8%	57.0%		17.9%		93.6%	1.2%	36.3%	9.4%
半田市	91.3%	86.6%		4.7%		86.8%	2.2%	36.4%	6.5%
春日井市	90.0%	67.1%		22.9%		85.6%	2.6%	40.0%	13.7%
豊川市	89.8%	76.3%	1.6%	11.9%		116.9%	3.7%	44.1%	17.3%
津島市	71.5%	32.5%		36.7%	2.3%	97.1%	2.7%	40.7%	14.2%
碧南市	80.2%	70.4%		9.8%		82.7%	2.2%	58.9%	15.7%
刈谷市	96.2%	91.1%		5.1%		76.2%	3.8%	33.4%	9.7%
豊田市	84.8%	68.3%	2.8%	13.6%	0.2%	96.8%	2.4%	48.2%	21.5%
安城市	83.9%	76.6%	1.0%	6.2%		76.7%	2.7%	45.8%	17.7%
西尾市	89.4%	70.4%	10.8%	8.2%		145.6%	1.6%	38.4%	11.0%
蒲郡市	70.2%	61.8%		8.4%		114.2%	7.6%	64.2%	32.5%
犬山市	81.6%	63.5%	0.5%	17.6%		88.1%	3.0%	28.8%	10.5%
常滑市	74.5%	45.4%	12.9%	16.2%		91.9%	2.3%	43.6%	11.9%
江南市	68.4%	27.1%		41.3%		90.0%	1.4%	44.7%	17.1%
小牧市	82.9%	71.6%	1.1%	10.2%		96.8%	3.4%	33.3%	10.3%
稲沢市	72.8%	38.3%	5.8%	28.2%	0.4%	83.1%	3.6%	53.2%	18.6%
新城市	63.6%	33.0%	9.8%	20.8%		100.0%	4.5%	66.5%	28.7%
東海市	87.9%	75.6%		12.4%		77.3%	10.2%	52.9%	24.3%
大府市	97.0%	82.6%	0.5%	14.0%		107.5%	5.1%	53.5%	21.4%
知多市	97.1%	95.0%	1.4%	0.8%		81.0%	3.8%	57.7%	11.9%
知立市	84.1%	60.6%		23.4%		82.6%	2.7%	50.0%	17.2%
尾張旭市	82.3%	67.4%		14.9%		80.2%	1.4%	28.1%	7.4%
高浜市	74.2%	56.7%		17.4%		96.6%	3.7%	50.0%	17.3%
岩倉市	75.4%	64.9%		10.6%		87.1%	2.5%	27.5%	8.9%
豊明市	86.0%	73.8%	6.6%	5.6%		92.0%	2.9%	61.6%	22.0%
日進市	84.3%	68.9%	0.2%	15.2%		109.0%	1.8%	44.7%	21.1%
田原市	93.6%	48.1%	41.7%	3.4%	0.4%	100.0%	2.5%	49.9%	11.6%
愛西市	80.7%	22.5%	24.2%	28.6%	5.4%	82.2%	2.1%	45.6%	16.4%
清須市	49.9%	19.7%		30.3%		91.3%	7.2%	40.0%	19.5%
北名古屋市	77.6%	37.5%		40.1%		85.7%	3.9%	42.5%	18.0%
弥富市	59.1%	21.8%	16.8%	19.3%	1.3%	74.3%	4.0%	52.1%	18.8%
みよし市	99.8%	76.5%	17.7%	2.5%	3.2%	200.0%	6.9%	49.8%	15.9%
あま市	53.3%	23.8%		29.6%		78.8%	4.1%	41.5%	15.7%
長久手市	96.6%	89.0%	6.1%	1.5%		62.5%	1.0%	29.7%	7.4%
東郷町	83.2%	78.5%		4.6%		69.6%	2.3%	54.4%	14.0%
豊山町	92.0%	55.2%		36.8%		95.5%	9.6%	54.5%	25.6%
大口町	92.2%	82.0%	5.7%	4.5%		118.5%	2.5%	18.4%	7.0%
扶桑町	56.0%	35.4%		20.6%		102.5%	1.8%	27.4%	11.8%
大治町	62.4%	14.2%		48.1%		81.7%	4.9%	40.1%	17.1%
蟹江町	77.0%	36.2%		39.9%	1.0%	95.6%	5.7%	55.5%	23.2%
飛島村	96.7%		88.1%	8.5%		104.3%	20.2%	80.4%	42.1%
阿久比町	91.7%	83.7%		8.0%		81.5%	1.2%	55.5%	13.1%
東浦町	82.0%	75.5%		6.5%		79.5%	2.3%	51.9%	16.9%
南知多町	33.1%		10.4%	22.6%		121.7%	4.9%	81.2%	23.1%
美浜町	47.5%		1.0%	46.5%		130.3%	2.1%	75.1%	20.5%
武豊町	84.1%	77.8%	2.3%	4.0%		90.9%	4.2%	56.4%	16.6%
幸田町	99.9%	70.0%	27.0%	2.9%		133.3%	1.9%	19.3%	6.5%
設楽町	77.0%		43.7%	33.3%		131.4%	6.1%	66.7%	29.1%
東栄町	75.8%	51.8%	8.1%	15.9%		171.4%	5.6%	58.3%	29.8%
豊根村	74.0%			74.0%		90.9%	19.7%	58.0%	45.2%
愛知県内全体	88.4%	75.6%	2.2%	10.5%	0.2%	91.4%	3.5%	46.4%	16.8%

平成28年度浄化槽推進関係概算要求の概要

平成27年9月1日 環境省浄化槽推進室

1. 健全な水循環に資する浄化槽の整備促進

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○ 循環型社会形成推進交付金 10,100百万円

市町村の自主性と創意工夫を活かしながら浄化槽の整備を推進するための予算。

浄化槽整備事業の内訳

【単位:百万円】

	平成27年度 予算額	平成28年度 要求額	対前年度比 %
循環型社会形成推進交付金	※(9,024) 8,421	(10,603) 10,100	(117.5) 119.9

※上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

上記の他、内閣府に地方創生整備推進交付金を計上

47,371百万円の内数

※地方創生整備推進交付金は、地域再生基盤強化交付金（地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する交付金）を再編して要求。交付金の詳細は予算編成過程において決定。

2. 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し・拡充

改○ 低環境負荷型浄化槽整備推進事業（低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業のリニューアル）

平成22年度から27年度にかけて実施してきた低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業について、現行の省エネ基準に加え、更なる環境性能（再生材料使用、コンパクト化等）を追加し、助成率1/2として重点的に整備する。

改○ 防災・減災型浄化槽整備推進事業の創設

自然災害に強い浄化槽の特徴を活かし、災害発生時の地域住民の公衆衛生の確保、生活環境の保全を図るため、地域の防災拠点や、防災機能向上の観点から面的・計画的に整備する浄化槽について、助成率1/2として重点的に整備する。

新〇 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業の創設

単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が、全国で約5万基近く残存しているため、地方公共団体所有施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽への転換費用について、助成率1/2により助成を行う。

新〇 新たな浄化槽事業計画策定支援事業の創設

都道府県構想策定マニュアルを踏まえ、今後市町村が持続的な污水处理システム構築のために実施する浄化槽事業計画策定のための調査等費用について、平成30年度までの時限措置として、新たに助成率1/2により重点的に支援する。

3. 浄化槽整備等のための支援強化

新〇 浄化槽普及戦略策定事業費

30百万円

単独処理浄化槽が相当数現存する中山間地域の未普及の早期解消に向け、中山間地域における污水处理普及シナリオの検討や污水处理未普及世帯への実態調査を行った上で、社会情勢や人口動態を踏まえた浄化槽普及戦略の策定を図る。

〇 浄化槽情報基盤整備支援事業費

50百万円

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の早期確立及び災害対応力の強化に向けて、浄化槽台帳システムの導入に前向きな自治体に対し、導入に際して地域ごとに異なる諸課題への解決策の支援を行うとともに、当該自治体における導入前後の諸課題及び解決策を整理、集約して、同様の諸課題を抱えている自治体に情報提供することにより、浄化槽台帳システムの整備推進を図る。

〇 し尿処理システム国際普及推進事業費

16百万円

発展途上国におけるし尿処理に関する現状及び課題の把握や、浄化槽等の我が国のし尿処理システムに関する情報を発信するとともに、し尿処理技術の国際展開の方向性や具体化に関する検討、及び発展途上国の行政担当者向けの人材育成を行うなど、我が国のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

4. その他

<東日本大震災復興交付金として復興庁計上>

〇 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

東日本大震災により被害のあった地域における、低炭素社会対応型浄化槽（市町村設置型・個人設置型）及び通常型浄化槽（個人設置型）の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る（平成32年度までの継続が決定）

<二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金としてエネルギー対策特別会計に計上>

新〇 分散型生活排水処理システムの省エネ型ブロウ導入事業 100百万円

大型の浄化槽はブロウの大型化に伴い温室効果ガス排出量も多いため、学校や公営住宅等に設置される101人槽以上の合併処理浄化槽について、省エネ型ブロウへの設備更新を推進し、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制を図る。

愛知県環境部より 「浄化槽保守点検の実施状況についての通知」

27水地環第287号
平成27年8月17日

一般社団法人愛知県浄化槽協会 会長 殿

愛知県環境部長
(公印省略)

浄化槽保守点検の実施状況について（通知）

浄化槽の維持管理の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号）第14条第1項の規定に基づき、平成26年度の保守点検の実施状況について、別添のとおり浄化槽保守点検業者の皆様にご報告を求めましたので、御承知いただくとともに、会員の方々の協力についてお取り計らいくださるようお願いいたします。

担当 水地盤環境課 調整・生活排水グループ
電話 052-954-621(ダイヤル) FAX 052-961-4025

27水地環第287号
平成27年8月17日

浄化槽保守点検業者 各位

愛知県環境部長
(公印省略)

浄化槽保守点検の実施状況について（照会）

浄化槽の維持管理の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、貴保守点検業務に関し、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号）第14条第1項の規定に基づき、平成26年度の保守点検の実施状況を把握したいので、別添様式により下記のとおり回答していただきますようお願いいたします。

記

1 提出場所及び問い合わせ先

浄化槽保守点検業の登録申請書、更新登録申請書及び変更届出書を提出している総局・振興事務所又は県民事務所・県民センター（裏面参照）に提出してください。

普段、申請書等を提出している所管事務所及び登録番号については、封筒の宛名ラベルの右下部に記載されています。

※作成にあたっては、別添の「記入上の注意」をご覧の上、作成してください。

2 提出期限

平成27年10月2日（金）

3 提出部数及び提出書類

各2部（様式1、別表1、別表2）

電子データは愛知県環境部ホームページ「あいちの環境」の「環境政策情報→法律・条例に基づく届出様式等→浄化槽関係」からダウンロードが可能です。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000053888.html>)

担当 水地盤環境課
調整・生活排水グループ
電話 052-954-6219(ダイヤル)
FAX 052-961-4025

表彰のご紹介

平成 27 年度「第 29 回全国浄化槽大会」において、下記の方々が受賞されました。誠におめでとうございます。



国土交通省 土地・建設産業局長表彰

関谷俊征 氏 (当協会副会長)



循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

末森俊夫 氏 (当協会監事)



循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

小川茂夫 氏 (当協会監事)

新入会員のご紹介

■使用管理部会

有限会社 扶桑クリーン社

代表取締役 大島 敏行

〒480-0102 丹羽郡扶桑町大字高雄字堂子 353
TEL 0587-93-2365 FAX 0587-92-1684

■施工部会

株式会社 環 企 画

代表取締役 矢守 満男

〒465-0055 名古屋市名東区勢子坊 2-204
TEL 052-702-0035 FAX 052-703-7488

平成27年度 浄化槽設備士試験実施結果

【試験年月日：平成27年7月12日】

合格発表年月日：平成27年9月15日

試験地	試験会場	受験予定者数 (人)	受験者数 (人)	出席率 (%)	合格者数 (人)	合格率 (%)
宮 城	「ショーケイ本館ビル」 (仙台市青葉区五橋2-11-1)	152	139	91.4	34	24.5
			139	91.4		
東 京	「帝京大学」大学棟1号館 (東京都板橋区加賀2-11-1)	298	265	88.9	113	42.8
			264	88.6		
愛 知	「中産連ビル」 (名古屋市東区白壁町3-12-13)	151	144	95.4	53	36.8
			144	95.4		
大 阪	「国民會館 武藤記念ホール」 (大阪市中央区大手前2-1-2)	191	182	95.3	55	30.6
			180	94.2		
福 岡	「九州ビル」 (福岡市博多区博多駅南1-8-31)	279	262	93.9	66	25.8
			256	91.8		
合 計		1,071	992	92.6	321	32.7
			983	91.8		

(注)上段は学科試験 下段は実地試験を示す。

「労働安全衛生法に基づく特別教育を開催しました」

平成27年9月から11月までに、当協会会員の職員を対象とした下記の教育を開催しております。

① 第二種酸素欠乏危険作業特別教育

開催日 9/2、9/8、9/15、9/30、10/6、10/21、10/29

② 低圧電気取扱業務特別教育

開催日 9/3、9/9、9/16、9/28、10/2、10/7、10/14、10/22、10/23、10/27

③ 職長・安全衛生責任者教育

開催日 9/10・11、9/17・18、10/8・9、10/15・16、11/5・6



特別教育受講状況 ①



特別教育受講状況 ②

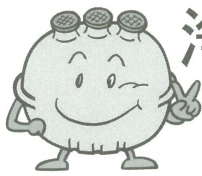


グループ討論会の様子



特別教育受講状況 ③ (出張)

事業者様をはじめ受講者からも大変喜ばれており、延べ430名が受講、修了者には当協会規定の修了証を交付しました。



浄化槽強調月間(10月)に、合併浄化槽への転換促進キャンペーンを実施!

今年も浄化槽強調月間の10月に、浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の必要性や、合併浄化槽への転換促進に関する啓発キャンペーンを、県等の行政機関とも連携・協働して実施しました。

取組 その1

●主要駅構内で、普及啓発キャンペーン

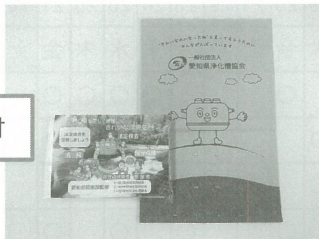
愛知県浄化槽協会所管エリア内の主要駅構内において、県及び市役所と連携、協働して、キャンペーンを実施しました。

- ・名鉄豊田市駅 10/2
- ・J R、名鉄一宮駅 10/6
- ・J R春日井神領駅 10/7
- ・名鉄江南駅 10/13

J R、名鉄一宮駅構内での様子



啓発資料



取組 その2

●新聞折り込みチラシで、キャンペーン

10/1(木)の中日新聞、朝刊に折り込み広告を挿入!

尾張、三河地区、豊田市の地区に、全48万9千枚。

単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進と、浄化槽の正しい管理の必要性を啓発しました。

次回の折込は、平成28年2月1日予定



取組 その3

●東海ラジオ CM で、キャンペーン
放送期間は、10/1～11/30

浄化槽の適正管理推進のCM(20秒)を、
東海ラジオで放送中！

番組は、

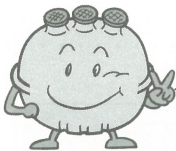
- 矢野きよ美「朝は矢野流」(月～金)
- 山浦、深谷「ヨヂカラ！」(月～金)

愛知県浄化槽協会からのお知らせです。
浄化槽をお使いの皆さん、ご存知ですか！
お家で使われている浄化槽には、
定期的な保守点検や清掃のほか、
年1回、法律で定められた水質検査が必要です。
詳しくは愛知県浄化槽協会へ！

<放送スケジュール> CMは、「朝は矢野流」は07:35と08:38、「ヨヂカラ！」は16:52と17:19の時間当たりに流れます。

2015年 10月																															
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
07:35	○	○			○	○	○		○				○			○				○	○	○					○	○	○		○
08:38	○							○						○	○								○	○						○	
16:52	○								○	○				○	○												○			○	○
17:19	○	○			○	○	○					○		○		○				○	○	○	○					○	○		

2015年 11月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
07:35			○			○				○	○		○			○	○	○		○				○	○	○	○			
08:38		○		○	○				○		○								○					○						
16:52		○	○		○				○		○				○		○	○						○		○				○
17:19			○		○					○	○		○				○		○				○		○		○			



サプライズ60秒CM『夫婦編』もあります！

放送スケジュール

- 10/12日(月)8:38～
矢野きよ美「朝は矢野流」
- 10/28日(水)13:38～
宮地佑紀生「聞いてみや～ち」
- 11/11日(水)16:09～
山浦、深谷「ヨヂカラ！」

妻：お父さ～ん！愛知県浄化槽協会から、な～んか知らせが来とるよ！
確かうちも浄化槽使ったよねえ～！

夫：おまえなあ～。そんなことも知らなんだんかあ。
浄化槽にはなあ、トイレからの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」と、
うちで使っとる、台所や風呂とか洗濯機・洗面所からの生活排水も
併せて処理してきれいな水にする合併処理浄化槽があるわけよ。
まあ、この浄化槽、年1回の法律で決められた水質検査が必要だよお、
川のごみ防止や、快適な生活環境づくりに役立つ浄化槽も、正しく
維持管理をせんと、十分に力を発揮できんゆう事！

妻：って事は、定期的な保守点検や清掃と、年1回の法定検査が
義務付けられとるって事ね。

夫：そうそう。おまえ案外飲み込み早いねえ～。

妻：ええ、お父さんも定期的に管理せんと、言う事きかんもんねえ～。

夫：詳しくは 愛知県浄化槽協会まで。

●協会会議等のこよみ

平成 27 年 7 月.....

- 7 日 第 1 回施工部会及び技術委員会合同会議
- 7 日 第 1 回組織広報教育委員会
- 8 日 第 1 回使用管理部会
- 12 日 浄化槽設備士試験
- 14 日 第 1 回製造販売部会及び市町村整備推進事業委員会合同会議
- 15 日 指定検査機関担当者連絡会議
- 24 日 東海北陸ブロック協議会検査員連絡会
- 28 日 7 月理事会
 - ・新規入会について
 - ・各部会・委員会委員の一部変更について
 - ・各部会・委員会委員の平成 27 年度事業計画（案）について
 - ・第 29 回全国浄化槽技術研究集会（郡山市）について
 - ・浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会の活動について
 - ・浄化槽における災害対策について（環境省）
- 28～30 日 浄化槽技術管理者講習会

8 月.....

- 25 日 愛知県浄化槽維持管理向上連絡会議

9 月.....

- 7 日 第 2 回製造販売部会及び市町村整備推進事業委員会合同会議
- 9～10 日 東海北陸ブロック協議会検査員連絡会
- 16 日 第 2 回使用管理部会
- 29 日 9 月理事会
 - ・平成 28 年度浄化槽推進関係概算要求の概要（環境省）について
 - ・定款第 10 条に基づく会員資格の喪失等について
 - ・第 29 回全国浄化槽技術研究集会（郡山市）について
 - ・第 29 回全国浄化槽大会（東京）について
 - ・労働安全衛生法に基づく「特別教育」等の実施について

10 月.....

- 14～15 日 第 29 回全国浄化槽技術研究集会
- 15 日 10 月理事会
 - ・浄化槽強調月間の取組について
 - ・全国浄化槽大会（H27.10.1）について
- 25 日 浄化槽管理士試験

この水・この町・この国土 未来に届ける 浄化槽

平成27年度
「浄化槽の日」標語最優秀賞



10月1日は浄化槽の日

私たちは水の明日を考えています

【主催】環境省・国土交通省

【浄化槽の日実行委員】

(一社) 浄化槽システム協会

浄化施設排水消毒管理協会

全国浄化槽推進市町村協議会

全国環境整備事業協同組合連合会

全国管工事業協同組合連合会

(一財) 全国建設研修センター

(一社) 全国浄化施設保守点検連合会

(一社) 全国浄化槽団体連合会

(一社) 日本衛生材料工業連合会

(一社) 日本レストルーム工業会

(一社) 日本環境衛生施設工業会

(公財) 日本環境整備教育センター

(一社) 日本環境保全協会

(一社) 日本空調衛生工事業協会

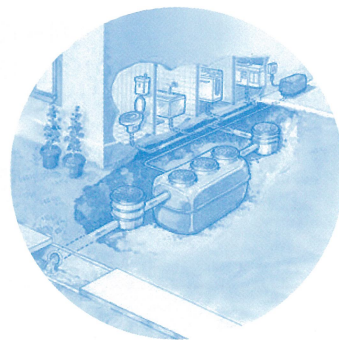
(一財) 日本建築センター

(一社) 地域環境資源センター

全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会

(一財) 日本環境衛生センター

【賛助委員】(公社) 日本水環境学会



出典：「浄化槽の日実行委員会」